

# 第18回

## 上富良野町農業委員会総会議事録

平成24年12月7日

上富良野町農業委員会

第18回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成24年12月7日(金) 午後3時00分から午後 4時30分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	3	白井 一宏	5	館尾 雄治
6	井村 悦丈	7	井村 昭次	8	杉本 隆一
9	岡和田 淳	10	石橋 信次	11	富田 成一
12	青地 修	13	中瀬 実		

4 欠席委員 2名

席順	委員名
2	三好 利和
4	一色 悟

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第5条の諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第3号 農業委員会事務監査報告について
- 日程第5 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第4号 平成25年度上富良野町農業委員会建議について

7 農業委員会事務局職員・説明員

農業委員会事務局	局長	菊池 哲雄	主査	長谷川 千晃
----------	----	-------	----	--------

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

#### 開会の宣言

局長 只今より、第18回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
6番 井村悦丈 委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 本年度、最後の総会でございます。時間をとって頂きまして、挨拶をさせて頂きたいと思っております。24年度の12月に入りまして、残すところあと23、4日となり月日の流れというものが本当に早いものだと痛感している所であります。私ども農業者にとりまして今年を振り返りますと、畑は非常に雪が多く、雪解けが遅れて開墾が遅れるという心配をしておりましたけれども、4月の気温が平年より高めという事で意外と雪解けが進みまして開墾作業も平年並みに推移をいたしまして、播種作業等々も順調に進み、我々の作物が順調に育っていったのが夏までの気候の状態でありましたけれども、たまたま今年は、異常と言われた温度が高い、という事でありまして、その部分が作物の生理現象を狂わしてしまい、出来秋には作物が通常では考えられないような状態になってしまった、というのが今年一番の我々にとっては、残念な結果と思っております。ジャガイモ等につきましても、普通であれば収穫当時から倉庫に入るまで芽が出る、という事は考えられない訳でありますけれども、今年はそういった現象が起きまして、ジャガイモについてはおそらく上富良野町のジャガイモを作っている皆さんもこのような経験は初めてだと思っておりますけれども、単価が安い中において、それに加えて芽が出たという事で売り物にもないという事で、53%位の物が前検で落ちる、結果になり非常に残念な事だったと思っております。そのようなことで、夏が暑かったという事で、たぶんビート辺りも糖分が低いだろうと予測はしてはしてはいたけれども、実際に収穫が始まりまして、その糖分の結果をみる時に昔は収量を書いてありましたから、糖分は余り関係なかったのですが糖分特記になってから、おそらく今年の糖分は最低だと私は思いますけれども、このような気候がこのような結果をもたらしたという事で非常に残念だと思っております。一番最後に、大豆の収穫につきましても、天候が悪いために、結局は収穫が遅れたという事でその収穫が遅れたことによって、いわゆる豆が汚粒になってしまったとか、そういった部分があったとかで必要以外のものに経費が掛ったという事で、我々の懐具合が思ったよりもあまり良くなかった、水稻に関しましては、去年と同様にまずまずの結果が得られた訳ですけれども、畑作関係につきましても、本当にあまり良い出来秋ではなかった、と思っております。来年に向けましても、我々農家をやっている訳ですから天候に左右されますけれども、何とかここをくい留まって農家をやっていかなければならないと思っておりますけれども、来年に期待するのかなと思っております。農業委員会の活動につきましても、春先から農地の斡旋登記から始まりましていつも通り、不作付地調査とか農地パトロールとか色々皆さんに協力頂いてやってきた訳でありますけれども、今年は今までなかった2つの取り組みをしております。

ひとつは、遊休農地、耕作放棄地対策につきまして長年懸案でありました放棄地の地権者と話し合いをする機会を流動化の委員さんを中心といたしまして、そ

の放棄地をいかにどのようにしていくのか初めての試みとしてやって頂いたという事で 出来るだけこれ以上放棄地を増やさないという意味で、委員さんの力で地権者に説得をして頂いたという事で、すぐに解決は出来る問題ではありませんけれども、これからも 皆さんの力を借りて地権者を説得して何とか農地に戻してもらえよう形をとってもらえればと思っております。もうひとつの件につきましては、農政委員会にお願いをして農業委員会だよりを作ってもらおうという事になりましたけれども、この事が農業委員会の会長大会などで色々な所で話をさせて頂いた時に他の地域の方から、農業委員が自分たちがやっている事を地域の農家の皆さんに分かってもらうにはどういう風にしたらいいか、という話を聞いていた中で、意外と地元の方は我々農業委員会の仕事を分かってくれていない、何をしているのかな、という事を聞く事があります。それをどのようにして我々の仕事や内容を分かってもらえるか、といえ、会った人に自分の言葉で喋る、というのは説明が上手くいかなければ、変に伝わってしまいますし、出来れば我々のやった足跡を何とか文章で残して皆さんにお知らせするという事が大事なのではないかな、ということから農政推進委員長にもお願いした通り、何とか農業委員会だよりを出させて欲しい、という事でお願いをした経過があります。その結果、今年4月に第1号が創刊されまして今月12月末になるかと思っておりますけれども、2回目の農業委員会だよりを発行する事になったわけでありまして。先日、OB会があった時にその話もさせて頂きましたけれども、OBの皆さんもぜひそういうことは、有益なのでこれからも続けてやって頂きたい、という話も聞いております。今年1年、全般に渡りまして事務局、それから農業委員の皆様方に協力頂きまして何とか今年1年も終わろうとしています。また、来年に向けまして皆さんの協力なくしては農業委員会の方は進んでは行かれませんので、またよろしくお願いをしたいと思っております。総会にあたりまして、お礼とお願いを申し上げまして、挨拶に代えさせて頂きたいと思っております。

これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。定数に達しておりますので、これより第18回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 **日程第1 会議録署名委員の決定**は、会議規則第13条第2項により議長において、10番 石橋 信次 君、11番 富田 成一 君を指名いたします。

議長 **日程第2 報告第1号「農地法第5条の諮問の答申について」**の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 農地法第5条の諮問の答申を報告いたします。「報告第1号朗読」

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。  
報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった 貸主 ○○○○、借主 ○○○○ ほか1件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

議 長 報告第2号について、発言はありませんか。  
「ありません」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

局 長 ○○さんの解約した部分ですけれども、○○○○さんが息子の○○さんと経営移譲を行いますので、1月になりますけれども、○○さん、○さんと賃貸借を継続する事を予定しています。

議 長 日程第4 報告第3号「農業委員会事務監査結果の報告について」の件を議題といたします。  
事務局が、報告第3号をご説明いたします。

事務局 「報告第3号朗読説明」

議 長 農業委員会事務監査委員会委員長から、詳細の報告をいただきます。  
「白井委員長」

白井委員長 はい、白井です。11月20日16時から農業委員会事務局におきまして、私と岡和田委員、館尾委員、事務局長、事務局員の出席のもと、監査を行いました。それでは、監査の結果を報告いたします。  
監査の技法と致しまして、平成24年度の農業委員会事務局所管の事について、一部選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書、復命書など係書類の点検、照合を行なうとともに、事務職員から事務の執行状況及び内容等の説明を受け、聴取も行った。続きまして、監査の所見 抽出により試査した結果、事務は概ね適正に執行されていると認めた。なお、改善及び注意等を要する事項については、下記のとおり事務局長に講評しました。

監査の講評と致しまして、次のとおり講評しました。

- ①農地法に係る許認可、法令業務、他規程に定める事務に関する業務については、適切に処理されていると認められます。
- ②財務に関する事務は、適正に執行されていると認められます。
- ③許可・申請書等の書類をはじめ文書の分類整理は整然と処理されているので、今後も継続されたいと思います。
- ④経理事務処理等は上富良野町財務規則により適切に処理し、信頼を損なわないよう取り扱いに留意されたいと思います。

議 長 報告第3号について、発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長

発言がなければ、報告第3号を終わります。

議 長

「日程第5 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

諮問第1号について、ご説明いたします。〇〇〇〇地区農用地利用改善事業実施組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。平成24年12月7日提出 上富良野町長 向山 富夫。農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。 「諮問第1号朗読」

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
諮問第1号 所24番について、提案に関する補足説明を願います。  
「9番 岡和田委員」

岡和田委員

はい、9番岡和田です。所24番について、説明いたします。〇〇〇〇の改善組合会議で、11月30日、役場で開催を致しました。所在地ですけれども、西〇線の道路に面した北〇〇号道路横になります。〇〇さん自宅周辺でございます。農地の経過ですが、西向きの傾斜地ですが農地整備された土地で、高台と道路沿いの2段の畑になっています。出し手の〇〇さんにつきましては、離農されております。受け手の岡田さんにつきましては、隣接する土地を所有し、隣に住んでおられます。価格決定ですが、公簿の面積に対し10aあたり11万という事で改善組合の会議で価格決定しております。慎重審議をお願いします。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「ありません」の声あり

議 長

なければ、これをもって質疑を終了いたします。  
これより、所24番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○ ほかに5件について同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成24年12月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

3番の○○○○さんは、母親の○○○○○さんから生前贈与を受けている農地を経営移譲による使用貸借をするもので、税務署への届け出ることによって贈与税の納税猶予が継続されます。

以下、内容を朗読いたします。

議長 議案第1号1番、2番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
3番 白井 委員。

白井委員 3番 白井です。議案第1号1番、2番について、補足説明をいたします。

まず1番、出し手の○○○○さんと受け手○○○○さんは、親子関係でございます。平成25年から経営の移譲をするため、使用貸借をします。先程報告第2号に関連するのですが、No.1とNo.1の2となっております、No.1は旧住宅だったところと、作況で見に行った高台の所がNo.1でございます。No.1の2が、宅地の所でございます。

2番が、賃貸で○さんです。慎重審議、よろしく申し上げます。

議長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、議案第1号1番、2番の質疑に入ります。発言はありますか。

白井委員 補足ですが、○○○さんの名義ですが、相続されていないため、貸し手は○○○さんの名義になっています。

議長 相続が、終わっていないということですね。

白井委員 そうです。

議長 他に発言はありますか。

議長 「ありません」の声あり  
これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第1号1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号3番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
6番 井村悦丈 委員。

井村悦丈委員 6番 井村です。議案第1号第3番について、補足説明をいたします。  
両者の関係ですが、出し手の〇〇〇〇さんと受け手〇〇〇〇さんは、親子です。  
貸借の経過ですが、経営の移譲をするための、使用貸借です。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、議案第1号3番の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第1号3番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号4番、5番、6番について、提案に関する補足説明をお願いします。  
事務局。

長谷川主査 議案第1号第4番、5番、6番について、補足説明をいたします。  
4番 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、6番〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子間  
の経営移譲による使用貸借をしていますが、期間満了のため再契約するもので  
す。5番 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、平成12年に斡旋による貸借を  
していますが、期間満了のため契約を更新するものです。  
農地は、〇〇に向かう〇〇道路沿いにあります。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。  
これより、議案第1号4番の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第1号4番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。



「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、議案第1号5番の質疑に入ります。発言はありますか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第1号5番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、議案第1号6番の質疑に入ります。発言はありますか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。  
これより、議案第1号6番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第2号「農法第4条の規定による許可申請について」の件を  
議題といたします。 議案第2号を、事務局が説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の  
転用申請のあった〇〇〇〇 ほか1件について、審議を求める。

平成24年12月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。

1番、2番は、農業用施設の建設を目的とした申請です。

農業振興地域整備計画の用途変更手続きは、終了しています。

審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議 長 議案第2号1番について、提案に関する補足説明を願います。

8番 杉本委員

杉本委員 8番杉本です。1番の説明をします。

稲作と肉用牛の肥育をしておりますけれども、飼料用乾燥ロールの置場が必要となったという事で既存の宅地に隣接する、申請地を整備して飼料置場としたい、ということであります。宜しくお願い致します。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。発言はありますか。

「なしの声あり」

議長 なければ、議案第2号1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第2号2番について、提案に関する補足説明を願います。

局長 議案の第4号2番について補足説明ですけれども、〇〇〇さんが以前に〇〇さんから土地を求めた時に取得していた所になります。  
場所については、〇〇〇道路があるのですけれども〇〇〇道路に隣接する、宅地になります。農業用の倉庫については、特に問題無いのですけれども福利厚生施設というのが今回初めて出てくる分野かと思うのですけれどもそちらについては、住宅については除外の項目になりますけれども、農作業準備休養施設ということであれば農業振興地域の用途変更で済むという事でございます。今回このような形で農業用の施設を建設ということで受付をしたという事で、4条の転用の処理がされてきているものです。  
申請地につきましては、西側に高台になっておりました傾斜地もかなりあるという事で、法面が広い面積を占めていますけれども周囲の農地と分断された土地です。以上です。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。 発言はありますか。

「なしの声あり」

議長 なければ、議案第2号2番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8 議案第3号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。 議案第3号を、事務局が説明をいたします。「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○○○について審議を求めます。  
平成24年12月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。  
1番は、上下水道が埋設されている町道に隣接し、500m以内に小学校、駅がある第3種農地と判断されます。

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。  
以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議長 議案第3号1番について、提案に関する補足説明を願います。  
9番 岡和田委員

岡和田委員 9番 岡和田です。議案第3号の1番のご説明をいたします。  
譲渡人 ○○○○さんと譲受人 ○○○○○○さんは、○○さんの娘さんの夫で、義理の息子という事になります。  
場所ですけれども、農地パトロールの時に調査いたしました。北27号道路沿いの、道々と鉄道の間にある所でございます。面積も少なく、周囲は宅地化が進んでいる所でございます。慎重審議の程、宜しくお願い致します。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。発言はありますか。

「異議なし」の声あり

議長 なければ、議案第3号1番を採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 議案第4号「平成24年度上富良野町農業委員会建議について」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第4号の説明をいたさせます。 「事務局」

事務局 議案第4号について、「平成25年度上富良野町農業委員会建議について」の件の審議を求めます。  
平成24年12月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。  
以下、内容を朗読いたします。 「議案第4号朗読」

11月20日農政推進委員会で原案を作成し、委員の皆さんの意見をいただき12月7日農業委員会協議会で、協議いただき成案として提出いたしました。内容をこの総会で審議いただき、可決後、町長に手渡すこととしています。

議長 内容は、皆様でご協議いただいたものを成案といたしておりますので、質疑を省略して、これより議案第4号を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。  
第18回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

---

以上、報告3件、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 4時30分

上記第18回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成24年12月7日

上富良野町農業委員会長 中 瀬 実 ㊟

上富良野町農業委員 石 橋 信 次 ㊟

上富良野町農業委員 富 田 成 一 ㊟